

環境報告書 2019

(平成 30 年度報告)



武藏野市環境部クリーンセンター

* * * 目 次 * * *

	ページ
はじめに／武蔵野クリーンセンター「環境報告書2019」について	1
第1章 施設概要	
1 武蔵野クリーンセンターの概要	2
2 工場概略図	3
(1) 焼却施設	3
(2) 不燃・粗大ごみ処理施設	8
(3) 危険・有害ごみの処理	11
3 私たちの組織	13
4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織	14
第2章 私たちの環境配慮への取り組み	
1 環境方針	15
2 発電設備	16
3 熱の利用	16
(1) 余熱利用	16
(2) 災害対策	17
4 環境負荷	18
(1) 焼却施設物質収支	18
(2) 不燃・粗大ごみ処理施設物質収支	18
(3) 焼却施設の推移	19
(4) 不燃・粗大ごみ処理施設の推移	20
(5) 小型家電分解資源化事業	21
(6) 光熱水量	22
(7) 二酸化炭素排出量	24
5 環境対策	25
(1) 排ガス測定結果	25
(2) 排水測定結果の推移	27
(3) ダイオキシン類測定結果の推移	29
6 焼却灰、金属の有効利用	31
(1) 焼却灰の有効利用	31
(2) 金属類の資源化	31
(3) 都市鉱山開発事務所での資源化	31

	ページ
7 環境負荷を減らす取り組み	32
(1) 環境負荷の低減	32
(2) 再利用水使用	32
(3) 雨水の利用	32
(4) 屋上菜園（ベジタブルガーデン・リサイクルガーデン）	33
(5) 建物の壁面緑化	33
(6) 自然エネルギーの利用	33
(7) 電気自動車の使用	34
(8) 事務室での取り組み	34
(9) エコ掲示板（むさしのエコボ）	34
(10) 環境イベントの開催	34
8 環境活動	35
(1) 予防・訓練	35
(2) 不燃ごみへのリチウムイオン電池の混入対策	36

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開	37
(1) ホームページの開設	37
(2) 排ガス等の運転状況表示	37
(3) 運営協議会の開催	37
(4) 維持管理情報の記録・閲覧	37
(5) 環境図書コーナー	38
2 寄せられた意見、要望	38
3 施設見学	38
4 社会活動	39
5 事業のあゆみ	40
・ 資料	46
・ 案内図、問い合わせ先	背表紙

はじめに

平成 31 年 4 月よりクリーンセンター所長に着任しました。

昨年は、新クリーンセンター建設担当課長事務取扱として関わって参りましたが、本年度よりクリーンセンター所長も兼務致しますので、引き続きよろしくお願ひ致します。

昭和 59 年に稼働したクリーンセンター（旧施設）は 32 年に渡りごみ処理を続け、平成 29 年 4 月に開設した新施設は、今年が処理 3 年目を迎えています。

これまで、様々な形で地域の皆様のご理解とご協力をいただき、安全安心な施設運営ができたこと、先ずもって感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

今後も、関係者・職員一丸となって安全で安心な施設運営に努めて参りますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。合わせて、市民の皆様の適正なごみ減量・ごみ分別にご協力をいただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

令和元年 8 月

武蔵野市環境部参事（兼クリーンセンター所長事務取扱）

（兼新クリーンセンター建設担当課長事務取扱）

おぎの よしあき
荻野 芳明

武蔵野クリーンセンター「環境報告書 2019」について

武蔵野クリーンセンターは、昭和 59 年 10 月より、市内で発生する可燃ごみ、不燃・粗大ごみと有害ごみの処理を行っています。この施設が稼動するまでは、三鷹市との共同処理を行っていました。しかし、共同処理施設のあった三鷹市新川周辺住民の方々による武蔵野市のごみ搬入反対の運動を発端に、武蔵野市内にごみ処理施設建設に向け、様々な市民委員会の議論を経て、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々の理解と協力のもとに建設することができました。32 年間の操業を終え、旧施設は閉所となり、平成 29 年 4 月から新施設を稼働致しました。日頃より、武蔵野クリーンセンター周辺住民の方々には、操業についてご理解とご協力に感謝申し上げます。

武蔵野クリーンセンターは、これまで安全・安定稼動に努め、また、法で定められた基準より厳しい協定基準値、各種基準値を順守し、周辺環境などに配慮し、操業をしております。本書は、その取り組み状況を図やグラフでわかりやすく説明したものです。2009 年にはじめて発行し、今回は 2019 年版の発行となりました。

報告する期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

準拠したガイドライン

一般廃棄物処理施設向け環境報告書ガイドライン（2005 年度版）

第1章 施設概要

1 武蔵野クリーンセンターの概要

所 在 地：東京都武蔵野市緑町 3 丁目 1 番 5 号

敷地面積：17,000 m²

(1) 焼却施設

処理能力：120 t / 24 h (60 t × 2 基)

炉 形 式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

建 物：（地下）鉄骨鉄筋コンクリート造

（地上）鉄骨造・鉄筋コンクリート造

延床面積 8,900 m² (工場棟)

煙 突：高さ 59m (旧施設煙突再利用・耐震補強/内筒更新)

工 期：平成 26 年 5 月～平成 29 年 3 月 (工場棟)

稼 働：平成 29 年 4 月～

発電設備については、16 ページをご覧ください。

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：10 t / 5 h

破碎・選別式

工 期：平成 26 年 5 月～平成 29 年 3 月 (工場棟)

稼 働：平成 29 年 4 月～

※旧施設の概要

(1) 焼却施設

処理能力：195 t / 24 h (65 t × 3 基)

炉 形 式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式）

建 物：鉄筋コンクリート造 地上 4 階地下 2 階

建築面積 3,297.8 m² (計量棟等の付属棟を含む)

煙 突：角形鉄筋コンクリート外筒形

内筒 3 本鋼製集合式 高さ 59m

稼 働：昭和 59 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設

処理能力：50 t / 5 h

処理形式：破碎・選別式

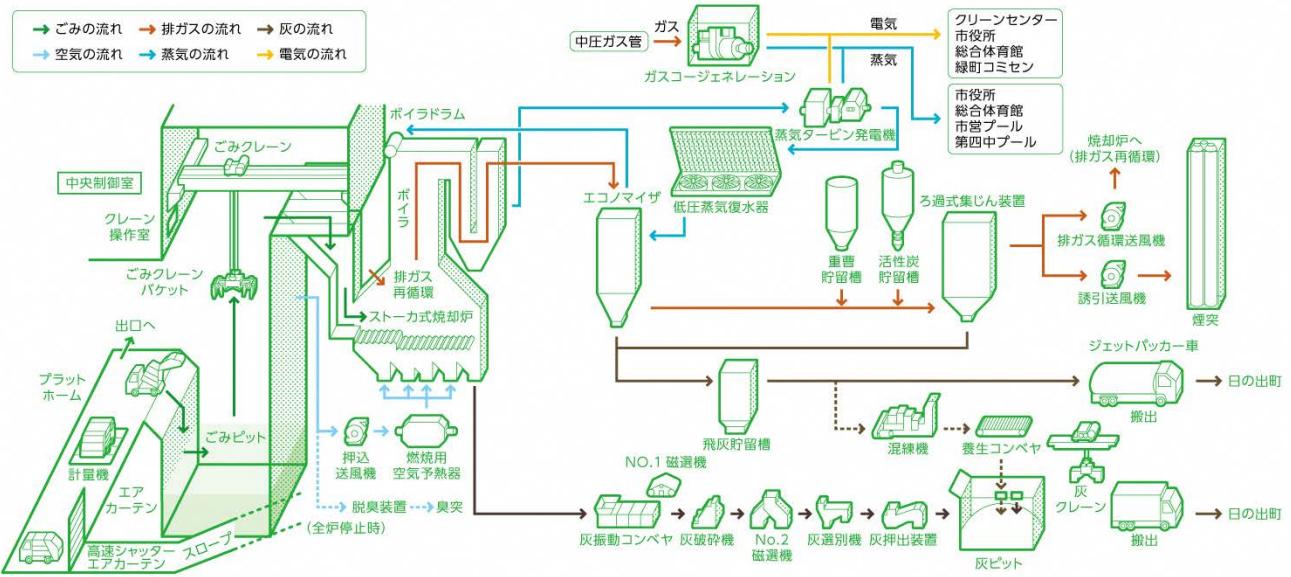
建 物：鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階

建築面積 1,363 m²

稼 働：昭和 59 年 4 月から平成 29 年 3 月まで

2 工場概略図

(1) 焼却施設

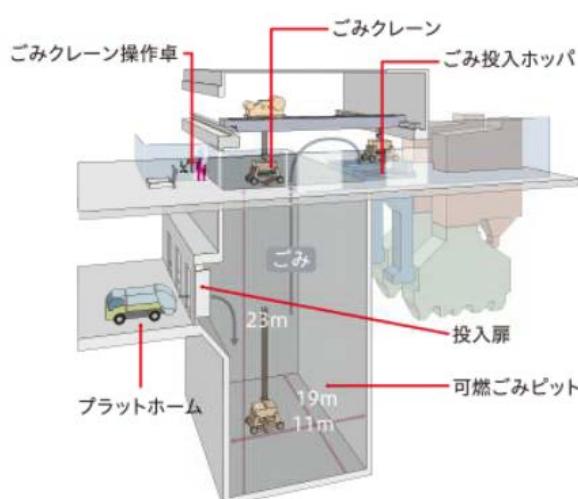


可燃ごみの流れ

- ①ごみ収集車で集められたごみは、ごみの重さを計量機にて計測後、可燃ごみピットへ投入します。可燃ごみピットに貯留されたごみは、焼却炉で均一に燃やされるように、ごみクレーンバケットによって燃えにくいごみ（水分の多いごみ等）、燃えやすいごみ（紙・プラスチック類等）を十分にかくはん（かき混ぜます）します。



収集車がごみをおろす様子（上）、可燃ごみピットの様子（下）



②かくはんしたごみを焼却炉へ投入します。



クレーン操作の様子



ごみ投入ホッパ

③焼却炉内に入ったごみは、ストーカと呼ばれる階段状の鉄の床（火格子）の上をゆっくり送られ2～3時間かけて完全燃焼させ灰となります。これは、完全にごみを焼却して、ダイオキシン類の発生を抑制するため850℃以上の高温で燃やします。



焼却炉へごみを送る給じん装置



焼却炉内の様子

ごみを燃やしてできた灰のゆくえ

(元のごみの重さで約 10 分の 1、体積で約 30 分の 1 の大きさ)

- ①ごみを燃やしてできた灰は、灰選別装置（灰破碎機、磁選機等）により、金属等の不適物が取り除かれ、灰ピットにコンベヤで運ばれます。



灰選別設備（見学者コースから）



灰選別装置の一部（粒度選別機）

- ②灰クレーンにより 天蓋付 灰運搬車（灰が飛散しないように荷台の上に 蓋 の付いた運搬車）に積込まれ、日の出町にある※エコセメント化施設（6 ページ参照）へ運ばれます。



天蓋付灰運搬車（主灰）

飛灰（バグフィルタ（ろ過式集じん器）で除去したばいじんやちり）のゆくえ

- ①焼却炉内やろ過式集じん装置内で捕集された飛灰は、飛灰貯留槽に集められます。集められた飛灰は、ジェットパッカー車で吸引し積込み、日の出町にあるエコセメント化施設へ運ばれます。
- ②補助的に混練機があり、薬品（キレート剤）で固化し、主灰とともに日の出町にあるエコセメント化施設へ運ぶこともできます。



ジェットパッカー車（飛灰）

※エコセメント化施設とは



エコセメント工場全景

（東京たま広域資源循環組合ホームページより）

多摩地域（25市1町）で排出される灰の埋め立て量を減らすために、「エコセメント」と呼ばれる、ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてセメントをつくる施設で、東京都日の出町にあります。

焼却灰は、セメントに必要な成分が多く含まれており、エコセメント化施設で焼成（1,350°C以上）し、石こう等を加えて日本工業規格（JIS）に定められた土木建築資材に生まれ変わります。

排ガス処理の流れ

- ①ごみを焼却して発生した高温の排ガスは、焼却炉の壁に並んでいる管（ボイラ）を通る水を沸騰させ、排ガスは冷めて200°C未満になります。（この排ガスの熱交換により、高温高圧の蒸気が生まれます。）
- ②ボイラで冷やされた排ガスは、重曹・活性炭が噴霧され有害物質が除去されます。その後、ちりやばいじんがろ過式集じん装置（バグフィルター）を通り、取り除かれます。
- ③排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

高温高圧の蒸気の利用

- ①排ガス処理で生まれた高温高圧の蒸気は蒸気タービン発電機により発電しています。クリーンセンター施設内、市役所、総合体育館、緑町コミュニティセンターで利用されています。
- ②蒸気タービン発電機から一部の蒸気を取り出し、市役所、総合体育館に送り、空調熱源や温水プールの加温に利用されています。



総合体育館温水プール



武藏野市庁舎

臭い対策

- ①可燃ごみピットの空気を焼却炉の燃焼空気として利用し、臭気成分を焼却により分解しています。
- ②焼却炉が休止しているときは、脱臭装置を稼働させて、活性炭により臭気を吸着させ、臭突（臭気を排出するための煙突）から排出しています。
- ③プラットホームは地下1階にあり、出入り口は高速シートシャッターとエアカーテン（空気カーテン）で臭いを外に出し難くする工夫がされています。

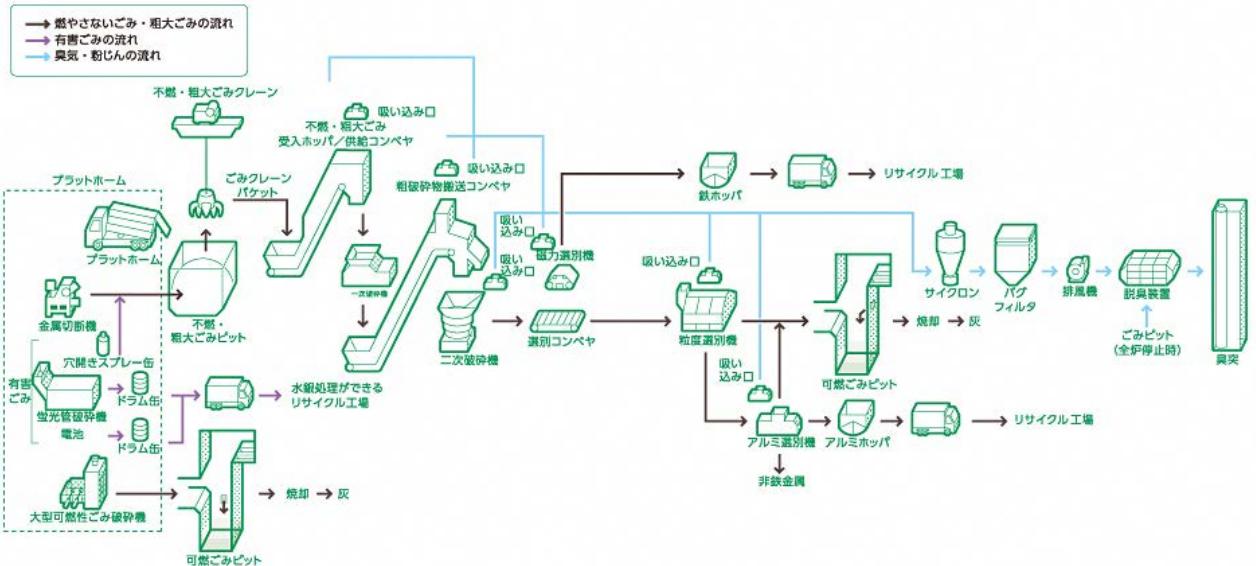


地下1階プラットホームへと続くスロープ



スロープ下の高速シートシャッター（閉）

(2) 不燃・粗大ごみ処理施設



不燃・粗大ごみの流れ

- ①ごみ収集車で集められたごみは、ごみの重さを計量機にて計測後、不燃・粗大ごみピットへ投入します。



計量機

- ②不燃・粗大ごみピットに貯められたごみは、ごみクレーンバケットで受入ホッパに入れられ、供給コンベヤで一次破碎機（粗破碎機）に運ばれ 40 cm以下に破碎されます。この一次破碎機は低速回転式破碎機で、破碎時にスプレー缶が混入した際、ガスが抜けやすく、火花等が発生しないような工夫がされ、防爆対策をおこなっています。



クレーン操作の様子



一次破碎機

③一次破碎されたごみは、粗破碎物搬送コンベヤで、二次破碎機（細破碎機）に運ばれ 15 cm以下に細かく破碎されます。



二次破碎機

④二次破碎されたごみは、破碎物搬送コンベヤで磁力選別機を通り、磁力で鉄が取り出され、鉄ホッパー（鉄を貯留する箱）に運ばれます。



破碎物搬送コンベヤ



磁力選別機

⑤磁力選別機で鉄以外と選別されたごみは、粒度選別機（ふるい選別機）にコンベヤで運ばれます。粒度選別機で可燃ごみ以外となったごみは、アルミ選別機にコンベヤで運ばれます。アルミ選別機（永久磁石回転ドラム式）はアルミを選別し、アルミホッパー（アルミを貯留する箱）に運びます。



アルミ選別機



鉄ホッパー（手前）とアルミホッパー（奥）の様子

⑦アルミ選別機でアルミ以外と選別されたごみは、可燃ごみピットへコンベヤで運ばれ焼却されます。



可燃ごみピットへ運ばれるコンベヤ



可燃ごみピットの落ち口

(3) 危険・有害ごみの処理

①集められた危険・有害ごみは、ごみの重さを計量機にて計測後、すべて作業員が手で袋を開けて確認し分別します。



収集された危険・有害ごみ



ごみ袋を開けて中身を確認している様子

②種類ごとに分別され、それぞれ処理されています。

②-1 水銀含有物（乾電池（体温計含）、蛍光管等）

ドラム缶に種類ごとに詰められて、水銀含有物を処理することができる民間の工場へ搬出されリサイクルされます。



蛍光管類



水銀体温計



乾電池類

②-2 スプレー缶、カセットボンベ、ライター等

専用の機械で、缶内の残存物（可燃性ガス等）も安全に処理（窒素封入）され、中身を取り除いた容器（缶等）は細かく破碎されます。その後、クリーンセンター内の不燃・粗大ごみ処理設備で再度処理をおこないリサイクルされます。



スプレー缶等を処理する機械



処理前のスプレー缶等



処理後のスプレー缶等

②-3 リチウムイオン電池（電池入り小型家電）等

リチウムイオン電池（電池入り小型家電）等は、衝撃や電極のショートによる発火の危険が高いため、絶縁テープを貼り鉄製の容器に入れリサイクル施設に運ばれ処理されます。



回収された小型家電

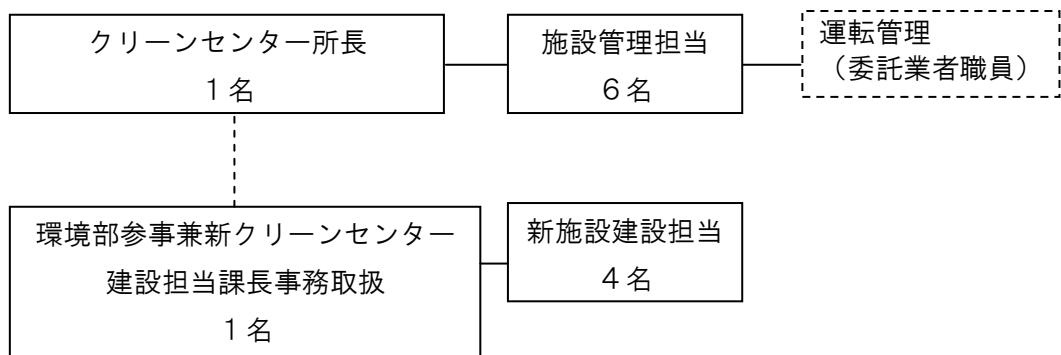


リチウムイオン電池

3 私たちの組織



武藏野クリーンセンターは、※DBO方式の長期包括契約により、民間委託業者で運転管理業務を行っています。焼却施設の運転管理については、4班体制の交代勤務で24時間365日常時、設備機器の監視や点検等にあたっています。



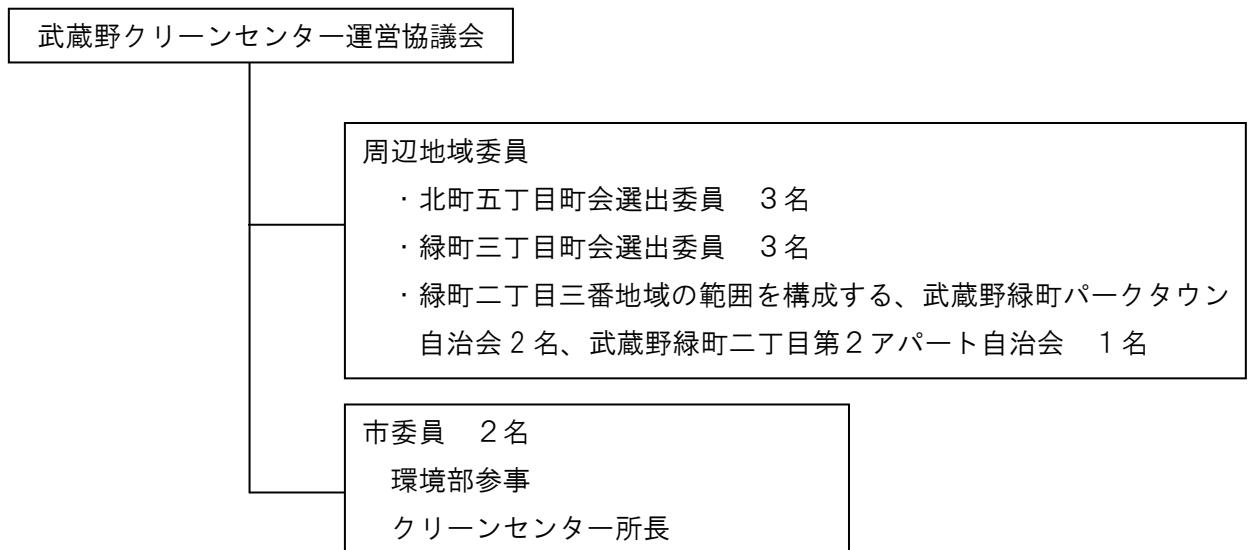
※D B O方式とは

DBO（デザイン・ビルド・オペレート）方式は、設計・建設と運営・維持管理を民間事業者に一括発注するもので、公設民営の一つの方式です。

※平成30年度の組織です。

4 武蔵野クリーンセンター運営協議会の組織

武蔵野クリーンセンターの運営等に関する諸問題を協議するとともに、地域の環境整備、福祉の増進を図るため、周辺地域3団体（北町五丁目町会3名、緑町三丁目町会3名、緑町二丁目三番地域の範囲を構成する、武蔵野緑町パークタウン自治会2名、武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会1名と市委員2名の11名によって構成される「武蔵野クリーンセンター運営協議会」を設置しています。



※平成30年度の組織です。

第2章 私たちの環境配慮への取り組み

1 環境方針



環境啓発イベント風景



屋上の太陽光パネル (10kW)

【基本理念】

武蔵野クリーンセンターは、市民生活に欠かせないごみ処理を行いながら、地球環境を保全し、環境負荷の少ない循環型社会を目指していきます。

市街地で操業する施設として、地域環境に配慮し、かつ安全を最優先とし、安定的な施設運営を努めています。

【活動方針】

- 1 「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を遵守します。
- 2 武蔵野クリーンセンター操業に際しては、環境負荷の低減及び環境汚染の予防に努めます。また環境管理活動の見直しを定期的に行い、継続的改善に努めます。
- 3 ごみ焼却により生じる熱エネルギーの有効利用をするとともに不燃・粗大ごみ処理で回収された金属類を資源化し、操業に際して省資源、省エネルギーを推進します。
- 4 施設の公開及び環境情報の提供をすることにより、環境保全の意識の高揚に貢献し、良好な環境の確保に努めます。

*武蔵野市では、平成12年3月に武蔵野クリーンセンターを含む市の組織全体で環境管理の国際標準規格であるISO14001の認証を取得し、平成29年2月に認証を返上しました。平成29年4月からは、これまでのノウハウを生かした独自の環境マネジメントの運用を開始し、より一層の環境負荷の低減に努めています。

2 発電設備

クリーンセンターには次の表の発電設備が設置されています。発電設備の電力と電力供給会社からの電力を組み合わせ、クリーンセンター、市庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンターの電力供給を効率的に実施しています。また、余剰電力については、電力会社へ売電しています。

発電設備	最大発電量	備考
蒸気タービン発電機	2,650 kW	ごみを燃やす熱を利用
ガスコーポレーション発電機	1,500 kW	都市ガスを燃焼させた熱を利用
太陽光発電設備	10 kW	工場棟屋上に設置
小水力発電設備	3 kW	一部の排水管に発電設備を設置



蒸気タービン発電機

3 热の利用

(1) 余熱利用

クリーンセンターの焼却炉でごみを燃やす熱を利用して、蒸気を発生させ、その蒸気をごみ発電及び空調の熱源等として利用しています。電気は、クリーンセンター、緑町コミュニティセンター、総合体育館、市役所庁舎で利用し、蒸気は、総合体育館及び市役所庁舎で空調の熱源等に利用されています。



近隣施設への蒸気供給



余熱利用イメージ図

(2) 災害対策

①災害発生時の焼却炉の停止

クリーンセンターには、非常時に電力会社からの電力供給が停止した場合に、安全に焼却炉を停止させるためにガスコーチェネレーションシステムを設置しています。稼働には都市ガスを使用しており、東日本大震災時（2011年）でも、被害の少なかつた耐震性に優れた中圧ガス管を利用して供給される仕様の設備です。万が一、ガスの供給も遮断された場合は、備蓄している重油（A重油）で発電機を作動させることも可能です。

②災害発生後の焼却炉運転



電力会社からの電力供給が停止している時でも、ガスコーチェネレーションシステムを利用して焼却炉を稼働させる電力を作ることができます。
(焼却炉稼働には、排煙処理薬品や、焼却後の灰の搬出先の確保等の諸要件があります。)

③災害対策拠点へのエネルギー供給

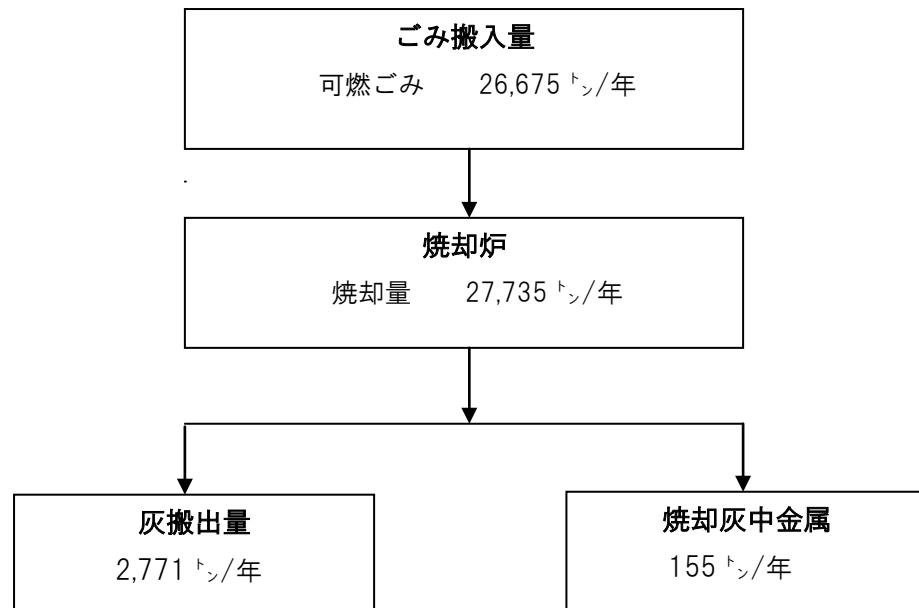
電力会社からの電力供給が停止している時でも、焼却炉の余熱利用やガスコーチェネレーションシステムの稼働により、災害発生時には、災害対策拠点となる総合体育館や市役所庁舎へ電気と蒸気を供給することが可能です。



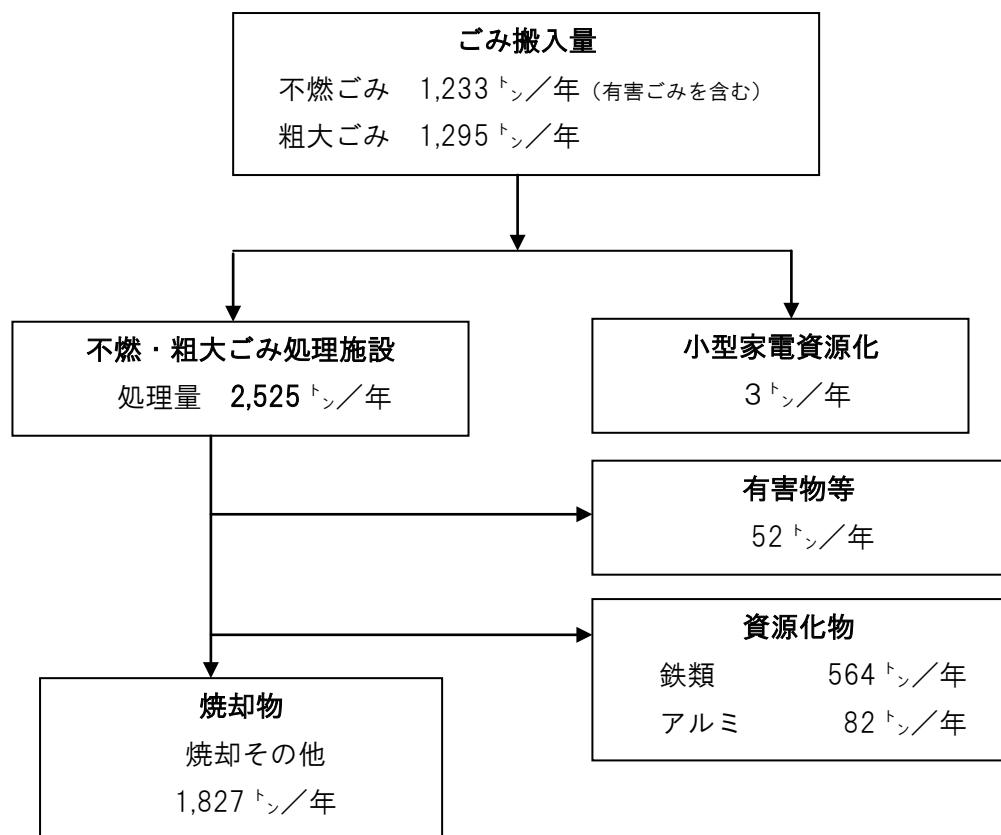
見学者ホールのエネルギー供給案内パネル

4 環境負荷

(1) 焼却施設物質収支（平成 30 年度）



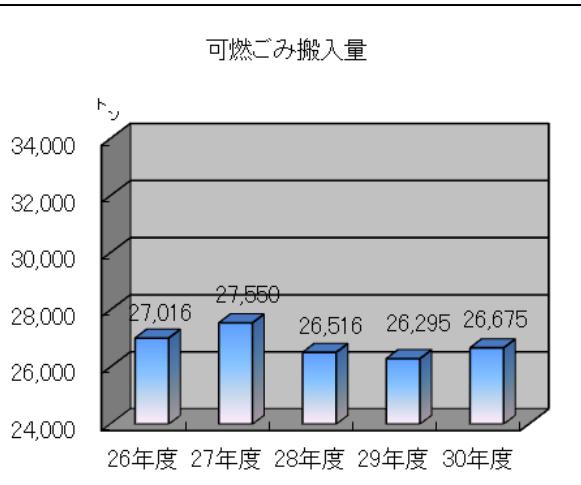
(2) 不燃粗大ごみ処理施設物質収支（平成 30 年度）



(3) 焼却施設の推移

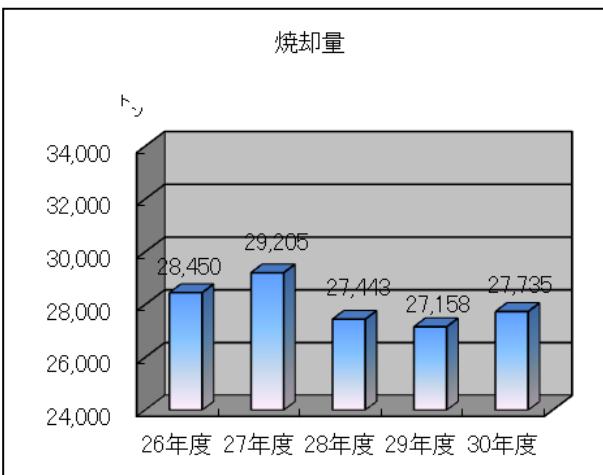
可燃ごみ搬入量

可燃ごみの搬入量を示します。



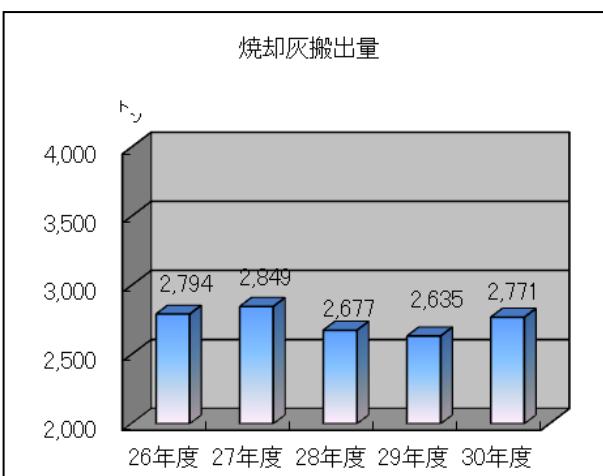
焼却量

搬入された可燃ごみと不燃・粗大ごみ処理施設で選別された可燃ごみ（可燃性残さ）の合計が焼却量となります。



焼却灰搬出量

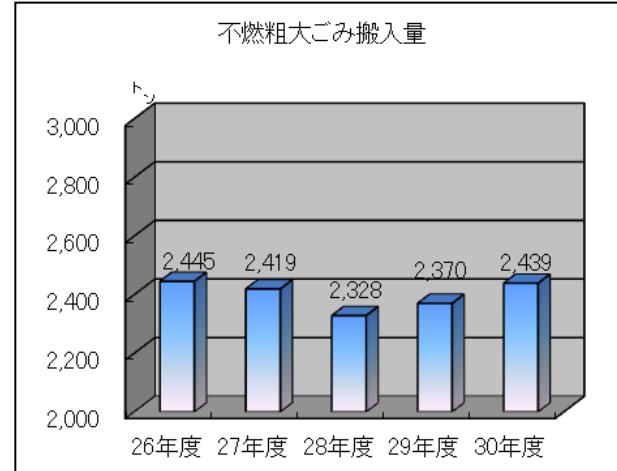
焼却炉で燃やしたごみは、重さで約10分の1の焼却灰になります。焼却灰は、日の出町にあるエコセメント工場に運ばれ、エコセメントの原料になり、土木建築資材として利用しています。



(4) 不燃・粗大ごみ処理施設の推移

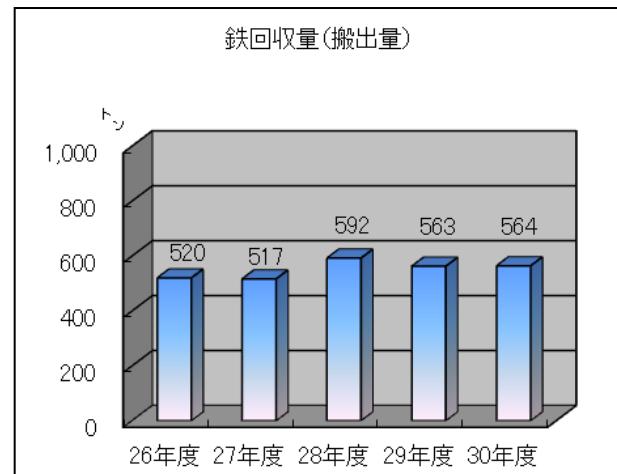
不燃・粗大ごみ搬入量

不燃・粗大ごみの搬入量を示します。



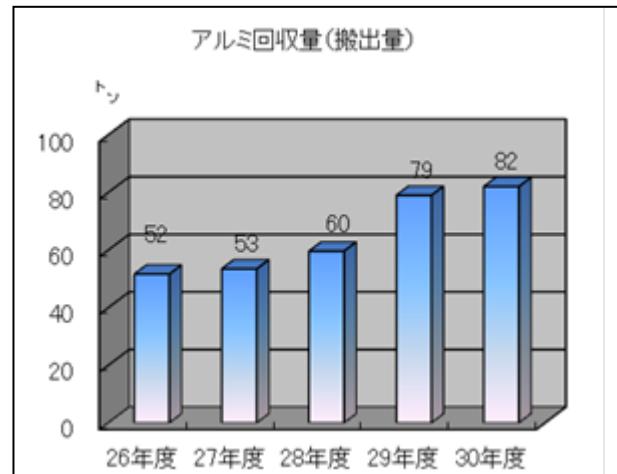
鉄回収量（搬出量）

不燃・粗大ごみ処理施設で選別された鉄の量を示します。



アルミ回収量(搬出量)

不燃・粗大ごみ処理施設で選別されたアルミの量を示します。



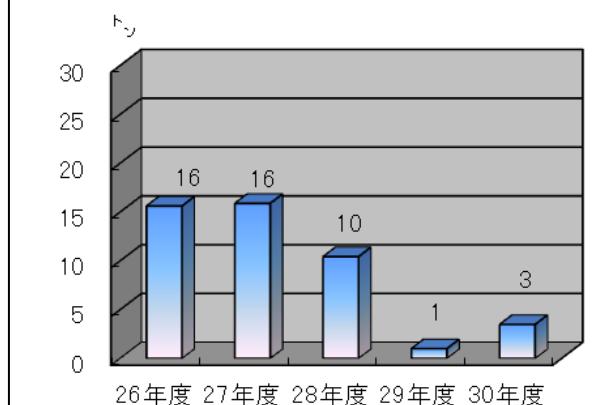
(5) 小型家電分解資源化事業

平成 23 年度から資源物を取り出す小型家電分解資源化事業を開始しました。次の 7 種類に分類して回収しています。

①電動機類、②基板類、③コード類、
④ハードディスク、⑤除湿機・冷風機、
⑥携帯電話、⑦携帯電話用電池
※①～④は、小型廃家電製品から分解し回収したもので

※新施設工事のため、平成 28 年 12 月から一時休止中。平成 29 年度及び 30 年度は、危険・有害ごみから資源化できるものを選別し、搬出した量を示します。

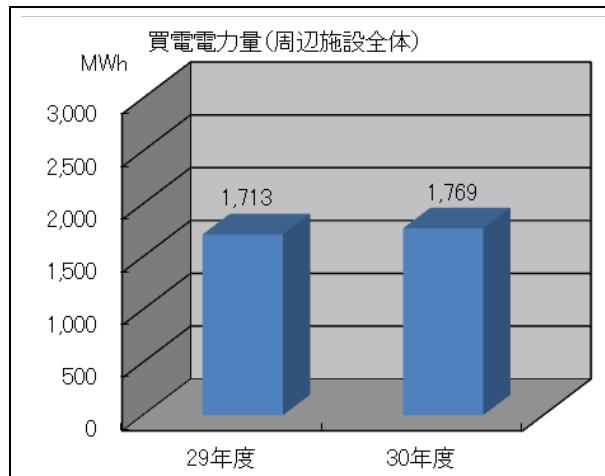
小型家電資源化(回収量)



(6) 光熱水量

買電電力量（周辺施設全体）

周辺施設全体の買電電力量の推移です。ごみ焼却に伴う余熱を利用した発電機を設置したため、買電電力量を抑えられています。
※周辺施設全体とは、クリーンセンター、市庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターの合計量です。



電力量詳細

	総発電量	総買電量	総売電量
平成 29 年度	12,159,370kWh	1,712,845kWh	3,790,176kWh
平成 30 年度	12,895,070kWh	1,769,761kWh	3,885,144kWh

※送電損失等により、総発電量から総売電量を引いた値と総買電量の合計が電気使用量の合計とは同じにはなりません。

※総発電量及び総売電量には、ガスコーチェネレーションシステムでの発電分も含みます。

各施設の電気使用量

	クリーンセンター	市庁舎	総合体育館	緑町コミュニティセンター
平成 29 年度	5,670,940kWh	2,514,970kWh	1,908,780kWh	34,460kWh
平成 30 年度	6,207,260kWh	2,528,570kWh	2,067,760kWh	34,430kWh

上水使用量（施設全体使用量）

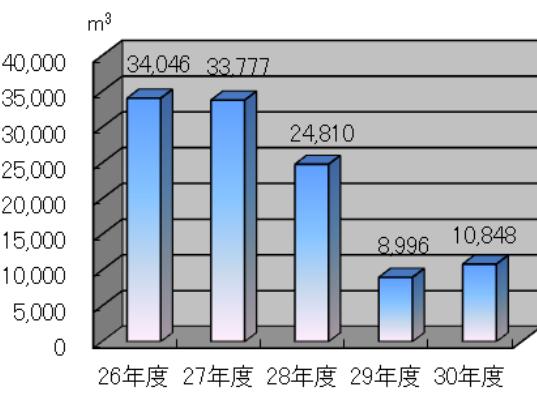
施設全体の上水使用量の推移です。

※平成 28 年度は、旧施設のみの上水使用量を示します。

※平成 29 年度からは、新施設での使用量を示します。

※新施設では、プラント排水を処置後、再利用水として利用しているため上水使用量が大幅に減少しています。（31 ページ参照）

上水使用量(施設全体使用量)



下水道排水量（施設全体排水量）

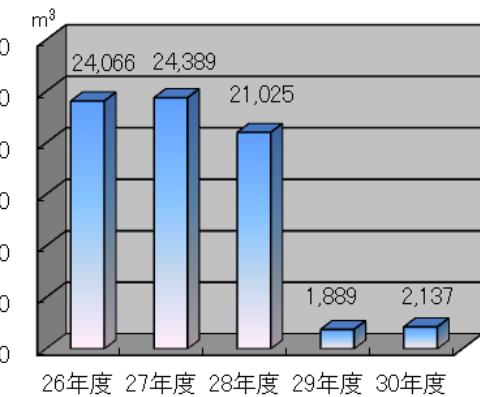
クリーンセンターの生活排水、再利用余剰水等は、下水道に排水しています。

※平成 28 年度は、旧施設のみの排水量を示します。

※平成 29 年度からは、新施設での排水量を示します。

※新施設からは、雨水及びプラント排水を処置後、再利用水として利用し、再利用した水は、再び排水処理し、再利用しているため排水量が減少しています。（31 ページ参照）

下水道排水量(施設全体排水量)



都市ガス使用量

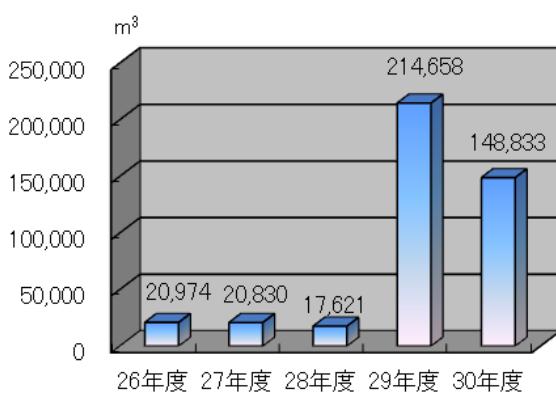
都市ガスは、焼却炉の立ち上げ時（焼却炉の温める時）及び新施設ではガスコージェネレーションシステムの稼働に使用します。

※平成 28 年度は、旧施設のみの使用量を示します。

※平成 29 年度からは、新施設での使用量を示します。

ガスコージェネレーションシステムを利用しているため、大幅に増加しています。

都市ガス使用量



(7) 二酸化炭素の排出量

クリーンセンター、市庁舎、総合体育館及び緑町コミュニティセンター合計の電気使用量及びクリーンセンター施設運営（焼却・発電等による都市ガス及び重油使用量含む）の二酸化炭素排出量を示します。

二酸化炭素の排出量

年度	二酸化炭素排出係数	二酸化炭素排出量
平成 29 年度	0.474 kg-CO ₂ /kwh	13,449 トン-CO ₂ /年
平成 30 年度	0.462 kg-CO ₂ /kwh	14,580 トン-CO ₂ /年

※二酸化炭素排出係数は、東京電力エナジーパートナー(株)の販売電力量あたりの二酸化炭素排出量。

※環境省温室効果ガス総排出量算定方法ガイドラインにより算出した。

5 環境対策

(1) 排ガス測定結果

①旧施設の排ガス処理（平成28年度まで）

排ガスに含まれるちりやばいじんは、バグフィルタで取り除き、有害ガス除去装置で排ガスを薬品（苛性ソーダ）で洗浄し、塩化水素やいおう酸化物を除去しています。

②新施設の排ガス処理（平成29年度から）

重曹・活性炭が噴霧され、塩化水素やいおう酸化物を吸収中和反応させ、反応生成物は、ちりやばいじんとともに、ろ過式集じん装置（バグフィルタ）で取り除かれます。排ガス処理を終えたきれいな排ガスは、煙突から排出されます。

ばいじん

ごみ焼却時に発生する微小なすすや燃えかすのことでの粒子状物質です。

法基準値

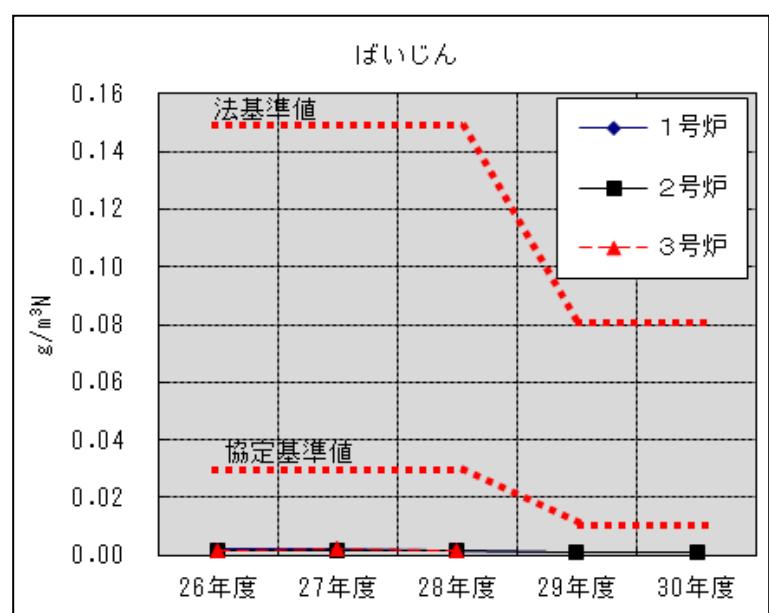
0.15 g/m³N 以下 (旧施設)

0.08 g/m³N 以下 (新施設)

協定基準値

0.03 g/m³N 以下 (旧施設)

0.01 g/m³N 以下 (新施設)



いおう酸化物 (SOx)

ごみに含まれるいおう分が燃焼により酸化し発生します。

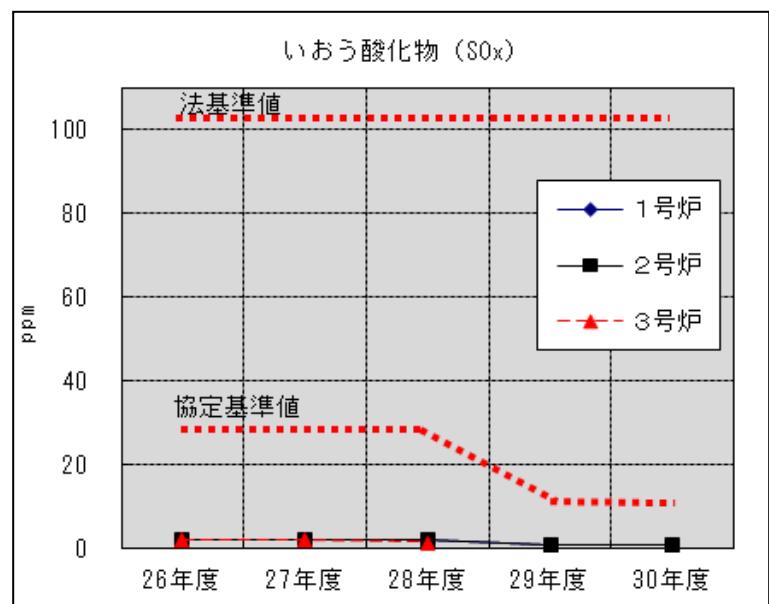
法基準値

105 ppm 以下

協定基準値

30ppm 以下 (旧施設)

10ppm 以下 (新施設)



塩化水素 (HC I)

ごみに含まれた塩ビ製品、台所から出る厨芥ごみや紙類に含まれる無機塩の燃焼により、塩化水素が発生します。

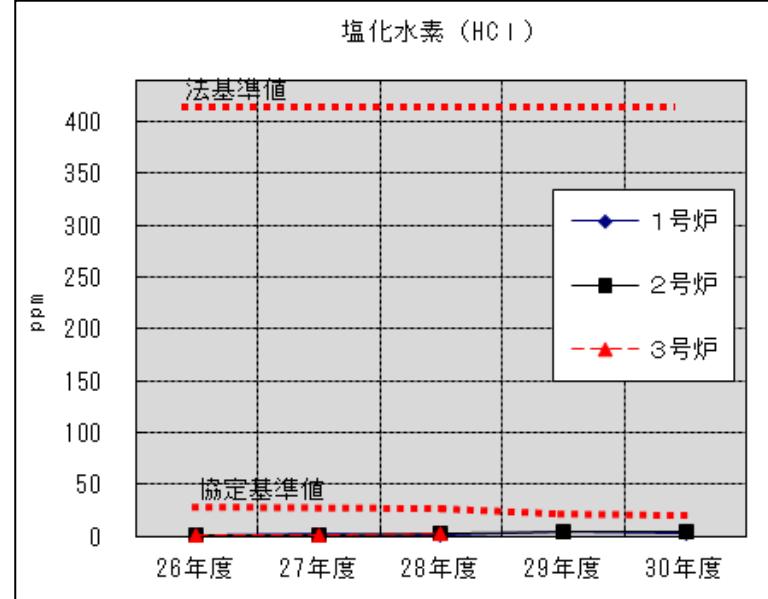
法基準値

430ppm 以下

協定基準値

25ppm 以下(旧施設)

10ppm 以下(新施設)



窒素酸化物 (NOx)

ごみや空気中に含まれる窒素が燃焼により酸化し発生します。

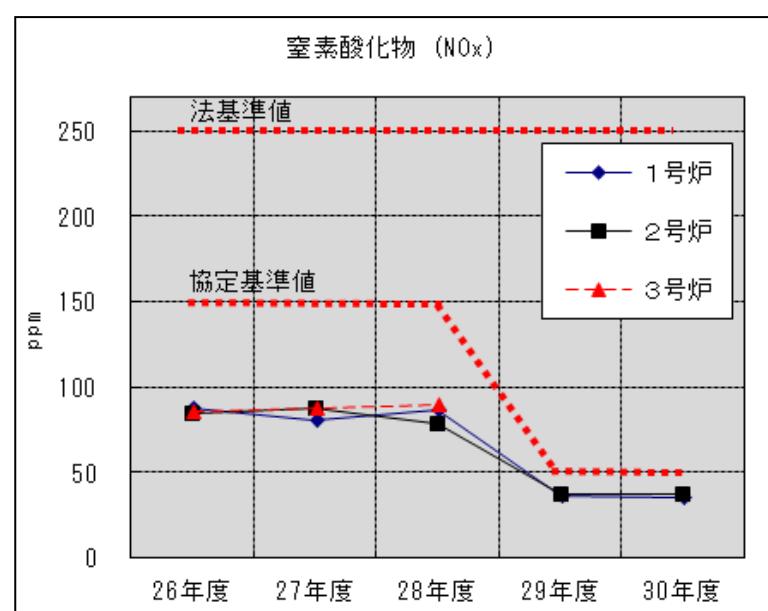
法基準値

250 ppm 以下

協定基準値

150ppm 以下 (旧施設)

50ppm 以下 (新施設)



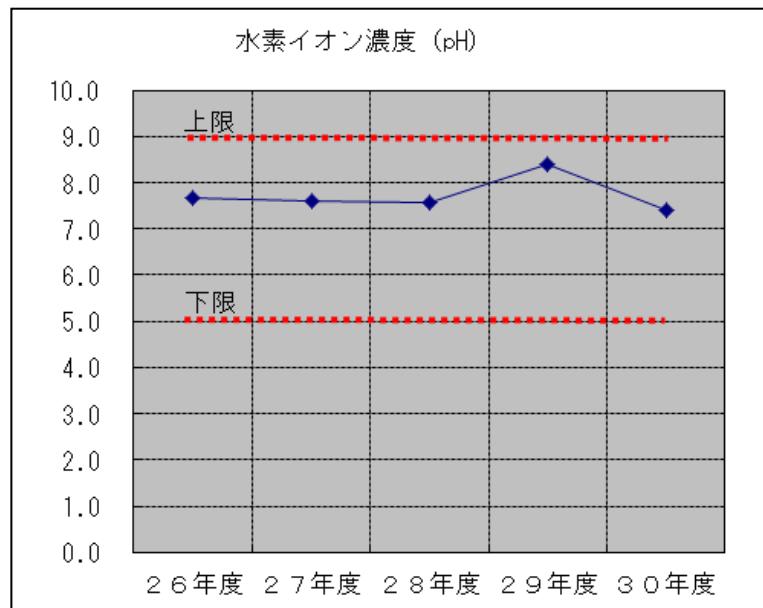
(2) 排水測定結果の推移

水素イオン濃度(pH)

pHは、水の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。7が中性でそれより大きいときは、アルカリ性、小さいときは酸性となります。

法基準値

5を超える未満

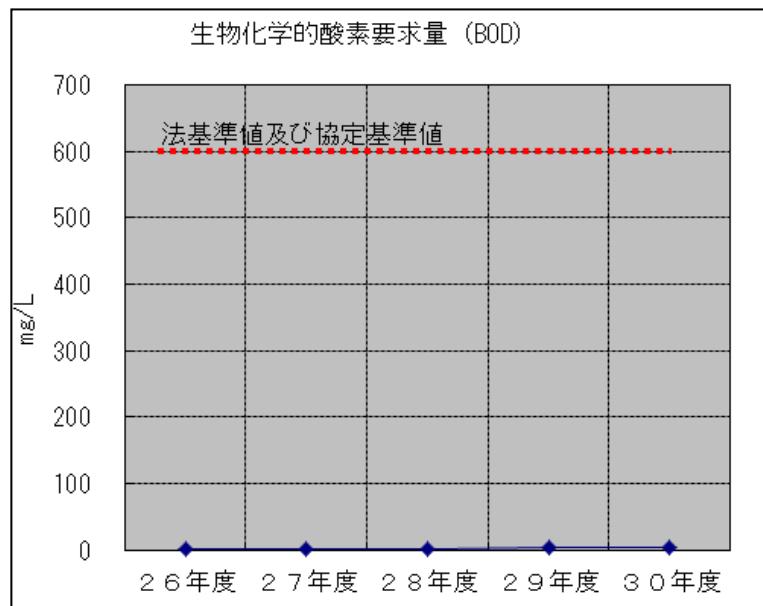


生物化学的酸素要求量(BOD)

水の有機物による汚れを表す指標です。水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量のことをいいます。

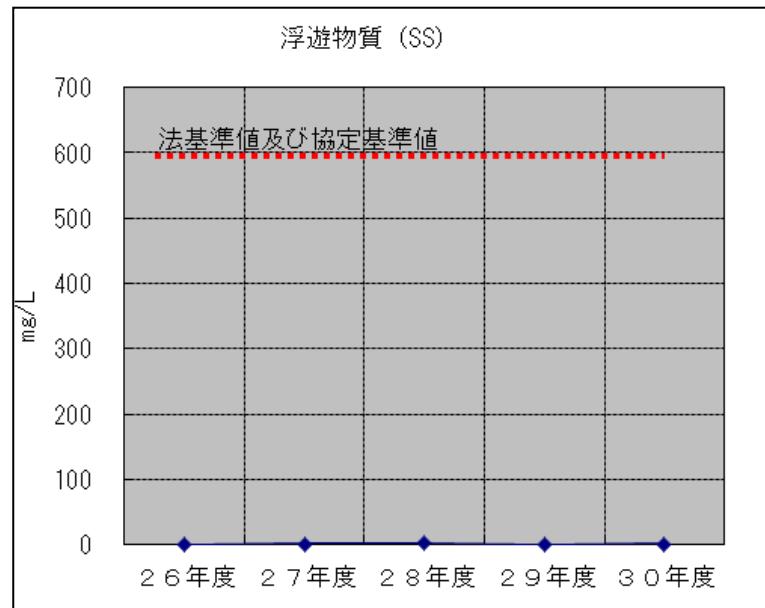
法基準値

600mg/l未満



浮遊物質(SS)

水中に浮遊している粒子状物質の量です。浮遊物質が多いと透明度が悪くなります。
報基準値
600mg/ℓ未満



(3) ダイオキシン類測定結果の推移

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) にコプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) を含めたものの総称です。

TEQ とは、最も毒性が強い 2,3,7,8-TeCDD の毒性を 1 として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、ダイオキシン類の毒性を足し合わせた値です。

排ガス中ダイオキシン類

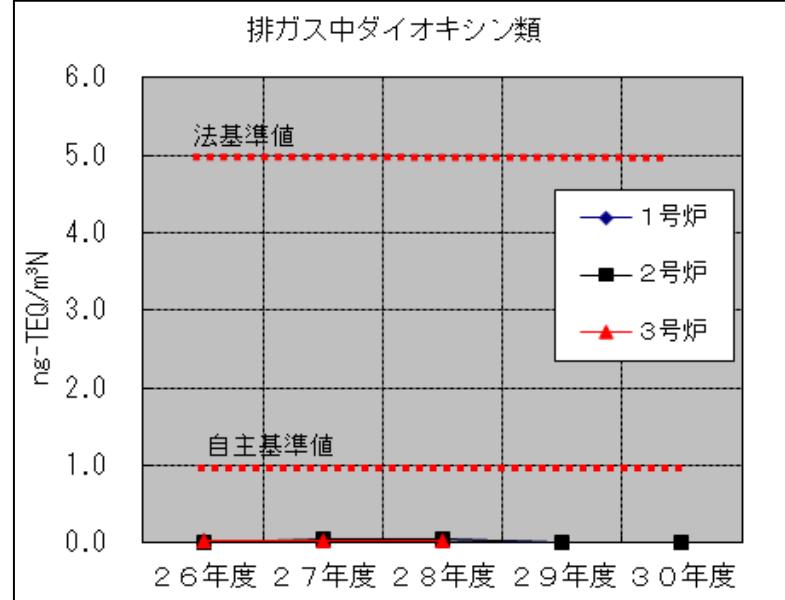
排ガス中のダイオキシン類の量です。850°C 以上で燃焼し、ダイオキシン類発生を抑制し、さらに排ガス中に活性炭を噴霧し、バグフィルタで集じん除去されます。

法基準値

5 ng-TEQ/m³N 以下

自主基準値

0.1 ng-TEQ/m³N 以下

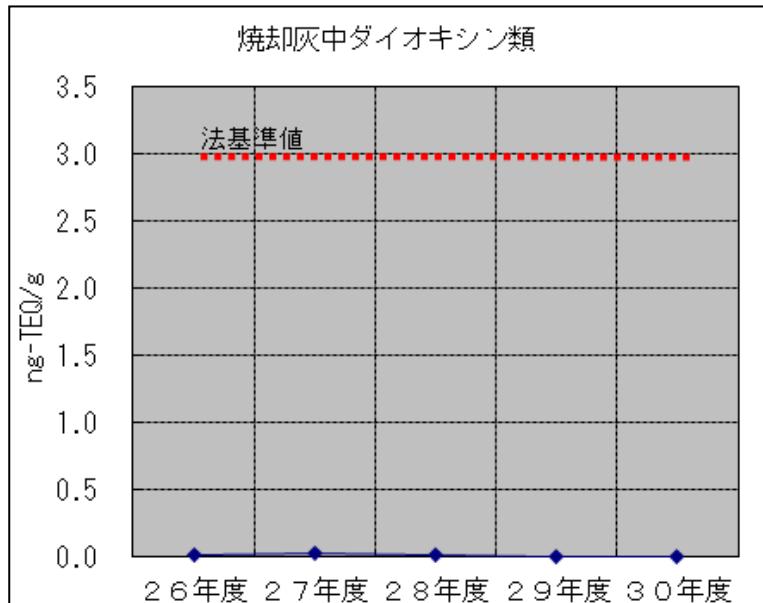


焼却灰中ダイオキシン類

焼却灰に含まれるダイオキシン類の量です。

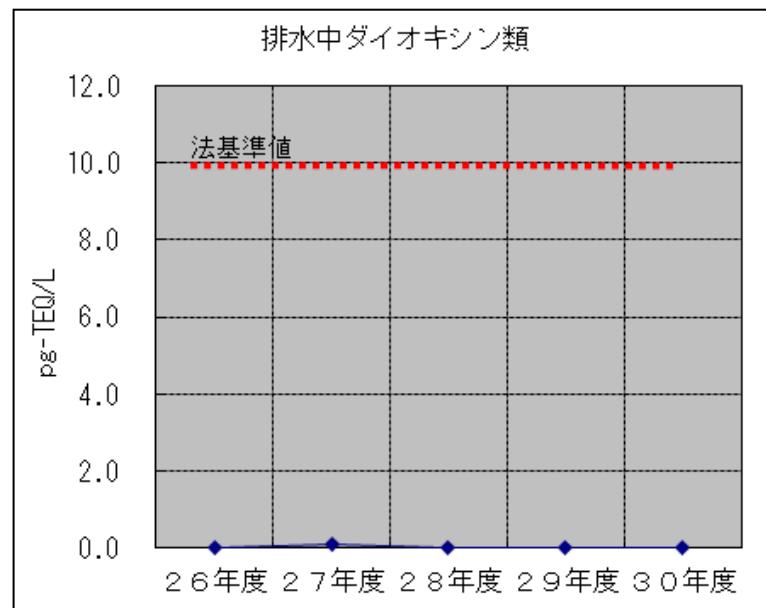
法基準値

3 ng-TEQ/g 以下



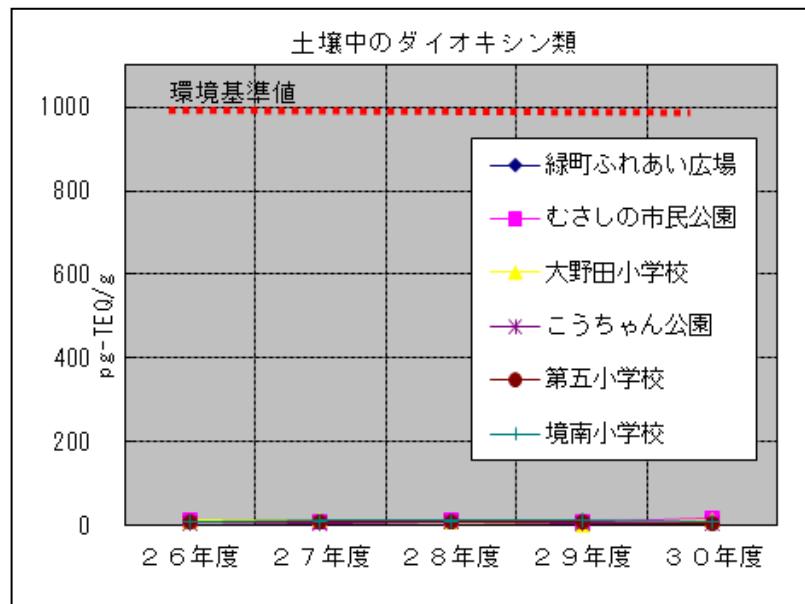
排水中ダイオキシン類

排水中に含まれるダイオキシン類の測定結果です。
法基準値
10pg-TEQ/ℓ以下



土壤中のダイオキシン類

緑町ふれあい広場等の公園3ヶ所と、市内の小学校3ヶ所の合計6ヶ所で、計測した土壤中ダイオキシン類測定結果です。
環境基準値
1,000pg-TEQ/g 以下



6 焼却灰、金属の有効利用

(1) 焼却灰の有効利用

可燃ごみを焼却したときに残る灰（焼却灰）は、日の出町にある東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設に搬入し、エコセメントの原料としています。このエコセメントは、土木建築資材として有効利用されています。

(2) 金属類の資源化

不燃・粗大ごみ処理施設で回収された鉄・アルミなどは、再資源化しています。

(3) 都市鉱山開発事務所での資源化

不燃・粗大ごみとして搬入された家電製品を不燃・粗大ごみピットに投入する前にピックアップし、手作業で分解して機械では選別できない基板などの部品を取り出すことで、希少な金属資源を発掘し、ごみ減量と再資源化を図るために取り組んでいます。

平成 24 年 4 月からは、事業を「社会福祉法人 武蔵野千川福祉会」が運営する作業所との協働で実施しています。

※新施設工事のため、平成 28 年 12 月から一時休止中。平成 29 年度及び 30 年度は、危険・有害ごみから資源化できるものをクリーンセンター職員で選別し、搬出しています。



分解選別作業



回収した基板類

7 環境負荷を減らす取り組み

(1) 環境負荷の低減

排出ガス等の協定基準値を遵守し、可能な限り環境負荷の低減に努めて運転管理しております。

(2) 再利用水使用

雨水や生活排水を除く、工場内で使用された水（無機系）は、ろ過等の処理をおこない工場内の床清掃、炉内温度制御及び灰押し出し装置に再利用水として使用されています。



排水処理施設

(3) 雨水の利用

①建屋に降った雨

地下の雨水槽に集められろ過処理され、トイレの洗浄水及び植物の散水として利用されています。

②レインガーデン

降った雨を集め、地面に浸透させることで雨水を地下水に戻しています。



レインガーデン

(4) 屋上菜園（ベジタブルガーデン）

屋上には、生ごみをたい肥化して育てるベジタブルガーデンが広がっています。



屋上菜園の様子

(5) 建物の壁面緑化

工場棟及び管理棟は、壁面緑化しています。



工場棟の壁面緑化

管理棟の壁面緑化

(6) 自然エネルギーの利用

太陽光発電設備や風力を利用した照明が設置されています。



太陽光発電

風力を利用した照明

(7) 電気自動車の使用

荷物の運搬等に利用する場内の自動車は、電気自動車を使用しています。



電気自動車

(8) 事務室での取り組み

裏紙の使用や両面コピー印刷を徹底し、紙の使用量の削減に努めています。また、照明などをこまめに消し、必要のない時間やだれもいない部屋などは消灯しています。

(9) エコ掲示板（むさしのエコボ）

生活用品のリユースを推進し、ごみを減らすために、平成24年3月1日より、市内12ヶ所の施設内に「エコ掲示板（むさしのエコボ）」を設置しました。この掲示板には、市民の皆様からいただいた「譲りたいもの」「譲ってほしいもの」の情報を掲示しています。また、同じ情報を武藏野市のホームページにも掲載しています。生活用品を捨てる前や購入する前に、この掲示板をご活用いただき、まだ使えるものはリユースをして、ごみの減量にご協力ください。（ごみ総合対策課主管にて行っています。）



(10) 環境イベントの開催



イベント開催時の様子

クリーンセンターをより身近なものとし、ごみと環境について考えるきっかけの場を作れるような取組みとして、環境イベントを武藏野クリーンセンター運営協議会の皆様や、事業者とともに開催しています。

8 環境活動

(1) 予防・訓練



鉄ホッパーの消火訓練状況



薬品漏えい対応訓練状況

環境負荷の継続的な低減に関する知識、技術や技能を習得できるよう研修、視察等を実施しています。また薬品の漏えいや施設の異常などの緊急事態に備え訓練を実施しています。火災が発生したとき、初期消火活動を行うための自衛消防隊を組織しています。

(2) 不燃ごみへのリチウムイオン電池の混入対策



リチウムイオン電池内蔵の小型家電

破碎により発火したリチウムイオン電池

充電式小型家電が原因と推測される火災が発生しています。リチウムイオン電池は、高性能化が進み、さまざまな製品に使われており、買い替え等により相当数の使用済み品が廃棄物として捨てられていると推測されています。その中には、充電式電池を取り外せないものもあります。これらの充電式小型家電は適切な廃棄方法である危険・有害ごみとしての排出がされれば、作業員が手作業により、適正に処理をおこないます。(11 ページ参照) しかし、不燃ごみに混入し、不燃・粗大ごみ処理施設に入ってしまうと破碎機内で破碎処理の際に衝撃を受け発炎し、近傍にある着火物(木製品、ビニール、プラスチック類等)に引火して火災に至ります。

市では、火災防止対策を当施設の運営委託事業者及び収集事業者とともに、市民への電池の取り外すことのできない充電式小型家電の分別周知（危険・有害ごみへの排出案内）、ごみ収集時の対策、さらに、施設の火炎検知器及びスプリンクラー設備等の防火設備の増強対策等を検討し実施しています。

市報での周知（全戸配布）

啓発チラシ（全員配布）

第3章 コミュニケーション

1 環境情報の公開

(1) ホームページの開設

武蔵野市公式ホームページ内に武蔵野クリーンセンターのページを開設しています。

武蔵野クリーンセンターの概要及び統計情報などを知ることができます。

(2) 排ガス等の運転状況表示

見学者コースや、敷地南東部にあるモニタにて運転状況をリアルタイムで表示しています。



見学者コースの掲示



敷地南東部のモニタ

(3) 運営協議会の開催

武蔵野クリーンセンターの操業に関して、北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する、武蔵野緑町パークタウン自治会、武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会と武蔵野市で「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定」（以下、「協定」という。）を締結し、「武蔵野クリーンセンター運営協議会」（以下、「運営協議会」という。）を設置しています。武蔵野クリーンセンターは、協定に基づき、安全・安定的に操業しているとともに、運営協議会は、施設の運転状況、運転計画及び各種分析結果の報告を市より受け、運営状況の監視をしています。

*運営協議会は、2ヶ月に一度の頻度で行われ、平成30年度末で第227回が開催されました。また運営協議会の広報誌（運営協議会だより）を発行し、周辺の約2,700世帯や、図書館や市政センター、コミュニティセンター等にも配布しています。

*運営協議会の活動内容などについては、クリーンセンターホームページ
(http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/gomi_kankyou_eisei/clean_center/cleancenter_uneikyoushikai/index.html) 内にある運営協議会のページでご覧になれます。

(4) 維持管理情報の記録・閲覧

維持管理情報をまとめ、クリーンセンター内管理事務所やホームページでいつでもだれでも閲覧できるようにしています。

(http://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_guide/gomi_kankyou_eisei/clean_center/index.html)

(5) 環境図書コーナー

環境問題の図書・雑誌・行政書類等を見学者ホール1にて閲覧が可能です。



見学者ホール1の図書コーナー

2 寄せられた意見、要望

地域の方々や市民からの問い合わせ、苦情については迅速な調査、適切な対応に努めています。

3 施設見学

施設見学は、市内小学校4年生の社会科見学をはじめ、市民の見学、国内外の視察など様々な対応をしております。新施設（平成29年度）より開館時間内であれば予約なしで見学者コースの自由見学ができるようになりました。

※開館時間 午前10時から午後5時まで（火曜、祝日、年末年始を除く）

令和元年7月より開館日が変更になりました。

施設見学者数

年	自由見学	団体見学					
		小・中学校		その他		合計	
		団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
平成26年	-	12	1,004	25	217	37	1,221
平成27年	-	10	779	29	183	39	962
平成28年	-	13	733	11	140	24	873
平成29年	12,563	14	1,035	239	3,505	253	4,540
平成30年	21,448	14	947	161	2,319	175	3,266

※自由見学の数値には、市主催事業に併せて実施した施設開放時の来場者や、武蔵野クリーンセンター運営の一環として、市と共に運営事業者である株式会社むさしのEサービスが行ったエコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業の参加者を含みます。

4 社会活動

周辺環境への配慮

周辺環境に配慮するため、工場の周囲に四季折々の大小様々な樹木の植栽をしています。定期的に植栽の剪定などを行い緑の保全に努めています。



工場棟まわりの植栽の様子

5 事業のあゆみ

昭和 46 年（1971 年）

杉並清掃工場建設に端を発し、通称「東京ごみ戦争」が勃発。

三鷹市新川で稼動していたごみ処理施設（ふじみ焼却場）は、周辺の調布市民による騒音・悪臭・ばい煙等に対する三鷹市役所への苦情が相次ぎ、市役所での座り込み、デモ行進、ついには主婦 50 人のピケにより、焼却場入口で武蔵野市からのごみ搬入車両が阻止されるという事態まで発展、共同処理が拒否される。

この問題を契機として、武蔵野市でも「迷惑の公平負担」から、ごみ処理施設の分離独立、自区内処理に対する必要性の認識が高揚。

市議会に、「廃棄物対策特別委員会」を設置。（市政最重点事業）

昭和 48 年（1973 年）

「清掃対策市民委員会」が発足し、ごみ減量やリサイクル、分別収集のあり方の検討を開始。（当時から武蔵野市は「武蔵野方式」と呼ばれる行政への市民参加を先駆的に進めていた自治体であった。）

廃棄物対策特別委員会は、市内にごみ処理施設をつくる方向で事態が收拾。

昭和 53 年（1978 年）

後藤喜八郎市長は、廃棄物基本構想案と、クリーンセンター建設用地を市営プール地と発表。

昭和 54 年（1979 年）

市営プール地周辺の住民は、市民参加を訴え、建設反対運動に発展。

「武蔵野のごみ問題を考える連絡会」が発足。

4 月、藤元政信氏が市長に就任。市長は清掃対策市民委員会に「どのような市民参加方式がよいのか」の具体案作成を要請。

10 月、市民委員会は、市長に「クリーンセンター建設特別市民委員会要綱案」を提言。

12 月、クリーンセンター建設特別市民委員会が発足。「よりよい場所に よりよい施設を」委員構成 35 名、委員長は内藤幸穂氏。

昭和 55 年（1980 年）

クリーンセンター建設特別市民委員会は 26 回の委員会を開催し、4 候補地の中から市営グランドを示唆する提言。

昭和 56 年（1981 年）

「クリーンセンター・まちづくり委員会」が発足する。「よりよい施設で よりよいまちに」委員構成 17 名、うち周辺住民代表 9 名、委員長は寄本勝美氏。

昭和 57 年（1982 年）

武蔵野クリーンセンター着工。

日の出町に谷戸沢廃棄物広域最終処分場着工。

昭和 59 年（1984 年）

3月、武蔵野クリーンセンター竣工。

10月、本格稼動を開始。

昭和 59 年（1984 年）

周辺 3 団体と市とで「武蔵野クリーンセンター運営協議会」が発足。

地元委員（3 団体）9 名。市側委員 2 名。

定例会議を開催し、運営協議会だよりを定期的に発行。

平成元年（1988 年）

11月、総合体育館及び市営プールへ蒸気供給を開始。

平成 4 年（1992 年）

10月、市立第四中学校で蒸気の熱源利用を開始。

平成 8~12 年（1996~2001 年）

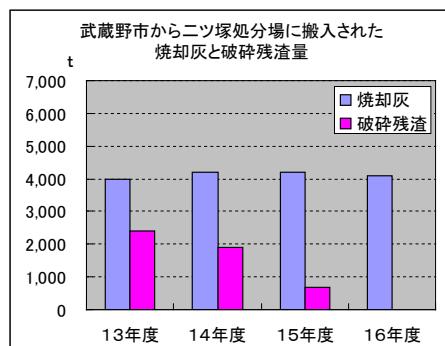
焼却施設の基幹的施設整備及びダイオキシン類削減対策工事を実施。

平成 15 年（2003 年）

3月、市庁舎へ蒸気供給を開始。

10月 1 日、プラスチック類（資源にならない）の焼却を開始。

平成 15 年度途中までは、破碎残渣（不燃ごみ）の埋立をしていましたが、資源にならないプラスチック類を焼却したことで、平成 16 年度より埋立ゼロとなっています。これは、「資源にならないプラスチック類の焼却試験」の結果、周辺住民の方々のご理解、ご協力をいただき資源にならないプラスチック類の焼却を実施することができたためです。



不燃・粗大ごみ処理施設の選別設備更新工事を実施。

平成 16 年（2004 年）

11月 14 日、運営協議会 20 周年記念事業（エコフェスタ）を開催。

平成 17~21 年（2005~2009 年）

施設の地球温暖化対策工事を実施。

平成 18 年（2006 年）

7月、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設本格稼動。

平成 20 年（2008 年）

6月、（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設基本構想を策定。

8月、市民参加方式による「（仮称）新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」が発足。

平成 21 年（2009 年）

12 月、「(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設まちづくり検討委員会」の提言を受け、パブリックコメントや説明会を経て、「(仮称) 新武蔵野クリーンセンター施設建設計画 市の基本的な考え方」を策定。

平成 22 年（2010 年）

2 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」が発足。

3 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」が発足。

5 月 16 日、運営協議会 25 周年記念事業（むさしのエコフェスタ 2010）を開催。

11 月 21 日、CLEAN FES むさしのエコライフを開催。

平成 23 年（2011 年）

4 月、クリーンセンター内に「都市鉱山開発事務所」開設。

5 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画策定委員会」の提言及び「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」の提言を受け、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画（案）」を公表。

7 月、パブリックコメントや説明会を経て、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設基本計画」を策定。

9 月、「第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」発足。

10 月、「新武蔵野クリーンセンター（仮称）事業者選定委員会」発足。

11 月 6 日、第 4 回むさしの環境フェスタを開催。

平成 24 年（2012 年）

3 月、エコ掲示板（むさしのエコボ）を設置。

3 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の実施に関する方針（実施方針）を公表。

4 月、都市鉱山開発事務所（小型家電リサイクル）の分解作業を市内障がい者団体へ委託化。

9 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の特定事業の選定を公表。

10 月、第 5 回むさしの環境フェスタを開催。

12 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設に伴う生活環境影響調査書の縦覧・意見募集。

平成 25 年（2013 年）

3 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の落札事業者決定及び審査講評の公表。

3 月、第二期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会報告書を策定。

3 月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設に伴う生活環境影響調査書の意見募集結果の公表。

6月、エコ掲示板（むさしのエコボ）の主管をごみ総合対策課に移管。

7月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業に関する施設整備工事請負契約について市議会可決。

8月、「第三期新武蔵野クリーンセンター（仮称）施設・周辺整備協議会」発足。

8月、「ごみから学ぶワークショップ広場」開催。

11月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）整備運営事業の準備工事に着手。

平成 26 年（2014 年）

2月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事に伴い、場内車両ルートの変更。

5月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事着工。

8月、「ゆめブランコに乗ろう！かりがこいアートワークショップ」開催。

10月、「ごみから学ぶ・ワークショップ広場 2014」開催。

12月、「武蔵野クリーンセンター×TERATOTERA クリーンセンターとあそぶ」開催。

平成 27 年（2015 年）

3月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 既存煙突外筒躯体の炭素繊維巻き補強及び外装改修完了。

6月、環境講座「廃油キャンドルづくり」開催。※中央図書館との合同講座
環境講座「牛乳パックで手すきハガキづくり」開催。

7月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 不燃・粗大ごみ破碎機設置。

9月、新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 蒸気タービン発電機設置。

10月、「ごみから学ぶ・ワークショップ広場 2015」開催。「むさしの環境フェスタ」開催。
新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 焼却炉組立

11月、「運営協議会バス研修会」実施。

12月、環境講座「牛乳パックと古着でカルトナージュづくり」開催。

※平成 27 年度より環境講座は、ごみ総合対策課との共催事業

平成 28 年（2016 年）

1月、環境講座「傘をリメイクしてサドルカバーづくり」開催。

2月、「環境健康診断」実施。

3月、「クリーンセンターとあそぶ～食品ロスをなくし、ごみ減量へ～」開催。
「運営協議会委員視察研修」実施。

新武蔵野クリーンセンター（仮称）建設工事 工場棟建物躯体部竣工。

10月、「クリーンセンターとあそぶ」開催。

11月、都市鉱山開発事務所（小型家電リサイクル）の分解作業の一時停止。
(新施設建設工事のため。平成 31 年 10 月再開予定。)

12月、武蔵野クリーンセンター（旧施設）運転停止、火納式

武蔵野クリーンセンター（新施設）試運転開始

環境講座「野菜をムダにしない！保存食づくりを学ぼう」開催

クリーンセンター事務所 仮設事務所へ引っ越し

平成 29 年 (2017 年)

- 2月、「環境健康診断」実施
- 3月、環境講座「古新聞でエコバッグづくり」開催
クリーンセンター操業暫定協定締結（新施設）
- 4月、武藏野クリーンセンター（新施設）本稼働開始
武藏野クリーンセンター（新施設）オープニングセレモニー
さくらまつりにて見学者ホール開放（約 2,000 人来場）
- 6月、クリーンセンター操業協定締結（新施設）
第1回エコマルシェ実施「見学会、飲食コーナー、ワークショップ等」
- 8月、夏休み子どもワークショップ「見学会、廃材工作等」
- 9月、運営協議会環境イベント 「エコに関する講演会 他」
第2回エコマルシェ実施「見学会、雑貨販売、ワークショップ等」
- 10月、運営協議会バス研修実施（東京スイソミル、日本科学未来館）
- 11月、不燃粗大ごみ処理設備（集じんダクト）で火災発生
⇒火元は不明。粉塵への引火
第3回エコマルシェ実施「見学会、雑貨販売、ワークショップ等」
- 12月、不燃粗大ごみピットで火災発生
⇒火元は不明。カセットボンベ類が原因と推測
オープナーハーベスト「見学会、野菜販売、屋上野菜ピザ販売等」
冬休み子どもワークショップ「見学会、廃材工作等」

平成 30 年 (2018 年)

- 2月、「環境健康診断」実施
不燃粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生
⇒火元は不明。リチウムイオン電池が原因と推測
講演会「武藏野クリーンセンターはいかにデザインされたのか」
- 4月、さくらまつり 見学者ホール開放
不燃粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生
⇒火元は不明。リチウムイオン電池が原因と推測
春休み子どもワークショップ「見学会、廃材工作等」
廃材コレクション展「あつめるならべる」
- 6月、不燃粗大ごみ処理施設（粗破碎物搬送コンベヤ）で火災発生
⇒焼け跡から卓上カセットボンベを発見
度重なる火災を受け、不燃ごみの全量展開検査を実施（6/19～7/12）
第4回エコマルシェ実施「見学会、雑貨販売、ワークショップ等」
- 7月、不燃粗大ごみ処理施設の火災防止対策強化工事を実施

火災報知器及びスプリンクラーの増設をおこなった。

屋上ガーデン収穫体験＆観察会 「小学生親子を対象に観察会と収穫体験」

8月、有害ごみの分別徹底に関するチラシを全戸配布
市報特集記事にて有害ごみの分別徹底を周知
春休み子どもワークショップ「見学会、廃材工作等」

9月、第5回エコマルシェ実施「見学会、雑貨販売、ワークショップ等」

10月、運営協議会バス研修実施（芝山古墳・はにわ博物館、航空科学博物館等）
小型家電の拠点回収開始（市役所、市政センター、コミセン等16か所）

11月、オープンハーヴェスト「見学会、野菜販売、屋上野菜ピザ販売等」

12月、運営協議会環境イベント 「エコ広場 ワークショップ、落書きアート他」
第6回エコマルシェ実施「見学会、雑貨販売、ワークショップ等」
冬休み子どもワークショップ「見学会、廃材工作等」
gomi_pit BAR(ごみピットバー)実施「ごみ処理を見ながらお酒を楽しむイベント」

平成31年、令和元年（2019年）

1月、アップサイクルイベント「廃材を蘇材へ 不要なモノを蘇材として甦らせる」

2月、運営協議会委員研修 「杉並清掃工場」
「環境健康診断」実施
可燃ごみピットで火災発生。
⇒火元は不明。
ペチャクチャナイト「職員が焼却場を紹介しながらプレゼンテーションを行う」

3月、冬休み子どもワークショップ「廃材工作、お仕事体験等」

4月、さくらまつり 見学者ホール開放
ごみの収集頻度最適化を実施。
「有害ごみ」を「危険・有害ごみ」に名称変更実施。

5月、年号が平成から令和に変更となる。
クリーンセンター仮設事務所から新管理棟へ引っ越し
(ごみ総合対策課、クリーンセンター、環境政策課環境啓発施設担当が同じフロアで執務)

6月、クリーンセンター管理棟竣工
第7回エコマルシェ実施「見学会、雑貨販売、ワークショップ等」

7月、見学者コースの自由見学の休館日が、土曜・日曜・祝日から火曜・祝日に変更

資料

武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書

武蔵野市（以下「甲」という。）と武蔵野クリーンセンターに隣接する3地域の4団体（北町五丁目町会、緑町三丁目町会及び緑町二丁目三番地域の範囲を構成する武蔵野緑町パークタウン自治会・武蔵野緑町二丁目第2アパート自治会（以下「乙」と総称する。）は、武蔵野クリーンセンター（以下「工場」という。）の操業に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「武蔵野市公害防止に関する条例（昭和46年3月武蔵野市条例第1号）」の精神に基づき、地域住民の健康と安全、利益と権利を損なうことのないよう、快適な生活環境を保全し整備することを目的とし、そのために必要な措置を講ずるものとする。

（工場の規模及び運営）

第2条 工場は、処理能力60トン（24時間）の焼却炉2基を有する焼却施設と、処理能力10トン（5時間）の破碎・選別設備1系統を有する不燃・粗大ごみ処理施設とし、甲は、工場の操業に関し、次の事項を遵守する。

- (1) 工場の運営は、周辺環境に配慮をし、安全かつ安定稼働に努めるものとし、年始の運転は休止するものとする。ただし、休炉中も公害防止対策は怠らないものとする。
- (2) 工場で処理するごみは、原則として武蔵野市内で発生し、分別収集したものとする。なお、事業系持ち込みごみに対しては、分別の徹底を指導するものとする。

（ごみ処理相互支援）

第3条 甲は、他の自治体とごみ処理に関する相互支援協定を締結するときは、事前に乙と協議するものとする。

2 甲は、前項の協定に基づき他の自治体のごみを受け入れるときは、乙に事前及び事後の報告をするものとする。

（ごみ処理広域支援）

第4条 甲は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、事前に乙と協議するものとする。

2 甲は、前項の協定に基づきごみを受け入れるときは、乙に事前及び事後の報告をするものとする。

(公害防止対策)

- 第5条 甲は、工場の操業にあたり、公害関係法令等を遵守するとともに、公害の発生を防止するための最善の努力をはらうものとする。
- 2 甲は、工場の操業にあたり、排ガス、排水、騒音、振動及び悪臭について、別表に定める基準値を遵守しなければならない。
 - 3 前項に掲げる基準値を超え、もしくは超えることが予想され、または環境を悪化するおそれが生じた場合は、甲は、直ちに操業の短縮、停止等の必要な措置を講ずるとともに、速やかにその結果を乙に報告しなければならない。
 - 4 甲は、工場施設の事故、故障等が発生した場合、速やかに乙に報告しなければならない。
 - 5 公害防止技術の開発がされた場合、甲はその技術の導入をはかることに努める。

(公害の監視)

- 第6条 甲は、工場の操業状況、公害防止対策の実施状況等について乙に報告するとともに、関係資料等については公開するものとする。
- 2 乙が、工場への立入りを求めたときは、甲は、乙の安全の確保及び工場運営に支障がない限りこれに応ずるものとする。

(搬入出車両対策)

- 第7条 甲は、搬入出車両等の通行による公害を防止するために、つきの措置を講ずるものとする。
- (1) 搬入出車両等の運行管理について、適切な指導を行うものとする。
 - (2) ごみ、焼却灰等の搬入出車両は常に点検整備し、排気ガス等の関係法令等を遵守し、公害防止に最善を尽くすものとする。
 - (3) ごみ収集車は隨時洗浄し、清潔を保つ等臭気防止対策を講ずるものとする。
 - (4) 搬入路は、清潔保持のため必要に応じて消毒を行うものとする。
 - (5) 搬入出車両は、工場周辺道路上に駐停車しないこととする。

(苦情処理)

- 第8条 甲は、工場の操業に関し、住民が被害を受け、または住民から苦情の申し出があった場合には、速やかに必要な措置を講じ、施設の改善、被害補償等誠意をもって解決にあたるものとする。

(健康診断)

- 第9条 甲は、地域住民を対象に、毎年1回環境健康診断を実施するものとする。

(環境保全)

第10条 甲は、工場周辺地域の環境保全に努め、防災に留意し、緑地の維持管理に努めなければならない。

(ごみの減量及び資源化)

第11条 甲は、ごみの減量及び資源物の可能な限りのリサイクルについて対策を講じ、ごみ減量、資源化意識の徹底を図るものとする。

(運営協議会)

第12条 工場の適正な運営を図るため、甲乙の連絡協議機関として「武藏野クリーンセンター運営協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

- 2 協議会の構成、運営等に関する必要な事項は細目に定める。
- 3 本協定第3条第2項、第4条第2項、第5条第3項、同条第4項及び第6条第1項に定める報告は、原則として本条に定める協議会の会議において行う。

(協議)

第13条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

付 則

武藏野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（昭和59年10月1日締結）は廃止する。

付 則

武藏野クリーンセンター操業に関する協定書（昭和62年12月12日締結）は廃止する。

付 則

武藏野クリーンセンター操業に関する協定書（平成14年2月1日締結）は廃止する。

付 則

武藏野クリーンセンター操業に関する協定書（平成14年9月1日締結）は廃止する。

付 則

武藏野クリーンセンター操業に関する暫定協定書（平成29年3月16日締結）は廃止する。

この協定の証として、この証書を5通作成し、甲乙それぞれが記名押印のうえ、各1通を保有する。

別表（第5条関係）

(1) 排ガス

項目	基 準 値
ば い じ ん	0.01 g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物(SO _x)	10ppm 以下
窒素酸化物(NO _x)	50ppm 以下
塩化水素(HCl)	10ppm 以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下

*上記基準値は、乾きガス、排ガス中の酸素濃度(O₂) 12%換算値、1時間平均値

*ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に定める測定方法

(2) 排水

物質または項目	水質の基準
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l以下
シアノ化合物	1 mg/l以下
有機燐化合物	1 mg/l以下
鉛及びその化合物	0.1 mg/l以下
六価クロム化合物	0.5 mg/l以下
砒素及びその化合物	0.1 mg/l以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/l以下
トリクロロエチレン	0.1 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.1 mg/l以下
ジクロロメタン	0.2 mg/l以下
四塩化炭素	0.02 mg/l以下
1・2-ジクロロエタン	0.04 mg/l以下
1・1-ジクロロエチレン	1 mg/l以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l以下
1・1・1-トリクロロエタン	3 mg/l以下

1・1・2-トリクロロエタン	0.06 mg／ℓ以下
1・3-ジクロロプロペン	0.02 mg／ℓ以下
テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム)	0.06 mg／ℓ以下
2-クロロ-4-6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03 mg／ℓ以下
S-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)	0.2 mg／ℓ以下
ベンゼン	0.1 mg／ℓ以下
セレン及びその化合物	0.1 mg／ℓ以下
ほう素及びその化合物	10 mg／ℓ以下
ふつ素及びその化合物	8 mg／ℓ以下
1・4-ジオキサン	0.5 mg／ℓ以下
フェノール類	5 mg／ℓ以下
銅及びその化合物	3 mg／ℓ以下
亜鉛及びその化合物	2 mg／ℓ以下
鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg／ℓ以下
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg／ℓ以下
クロム及びその化合物	2 mg／ℓ以下
温度	45 度未満
水素イオン濃度	水素指数5を超える未満
生物化学的酸素要求量	600 mg／ℓ未満(5日間)
浮遊物質量	600 mg／ℓ未満
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg／ℓ以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg／ℓ以下
窒素含有量	120 mg／ℓ以下
燐含有量	16 mg／ℓ以下
沃素消費量	220 mg／ℓ未満

* 武蔵野市下水道条例(平成8年9月武蔵野市条例34号) 準拠

(3) 騒音・振動

	時間	基準値
騒音	8時から19時まで	50デシベル(dB)以下
	19時から8時まで	45デシベル(dB)以下
振動	8時から19時まで	60デシベル(dB)以下
	19時から8時まで	55デシベル(dB)以下

*騒音・振動基準値は、敷地境界線上でのものである。

*都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に準拠

(4) 悪臭

区域区分：第1種区域	
敷地境界	臭気指数：10
排出口	$qt=357/F_{max}$

*都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に準拠

案内図、問い合わせ先



問い合わせ

武蔵野クリーンセンター

〒180-0012 東京都武蔵野市緑町3-1-5

T E L 0422-54-1221

F A X 0422-51-9950

E-Mail : cnt-clean@city.musashino.lg.jp

発行年月 令和元年8月

次回発行予定 令和2年9月

作成・発行 武蔵野市環境部クリーンセンター